



会の連合組織が推薦する町村の議会の議長、当該都道府県の区域内の町村の長の連合組織が推薦する町村長、当該都道府県の職員及び学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する。

3 町村合併促進審議会は、都道府県知事の諮問に応じて、町村合併に関する計画の策定について調査審議する。

4 町村合併促進審議会は、都道府県知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓発、宣伝、勧奨及びあつせんを行うことができる。

(町村合併促進協議会)  
第五条 町村合併をしようとする町村は、町村合併を促進するために必要な調査を行い、第六条第一項に規定する新町村建設計画の策定その他町村合併に関する協議を行うため、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、町村合併促進協議会を置くことができる。

2 町村合併促進協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより、関係町村の議会の議長及び議員、長並びにその他の職員をもつて充てる。

3 町村合併促進協議会には、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、公共団体等の役員及び職員並びに学識経験を有する者を非常勤の委員として加えることができる。

(新町村建設計画の策定)  
第六条 町村は、町村合併をしよう

とするときは、協議により、町村合併に伴い必要な町村の建設に関する計画(以下「新町村建設計画」という。)を定めなければならない。

2 関係町村は、新町村建設計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 新町村建設計画は、おおむね左に掲げる事項について定めるものとする。  
一 新町村建設の基本方針  
二 町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項  
三 小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項  
四 自治体警察に関する事項  
五 消防施設の統合整備に関する事項  
六 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項  
七 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項  
八 道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項  
九 水道事業、自動車運送事業その他のの公営企業に関する事項  
十 基本財産の造成に関する事項  
十一 第二号から前号までに掲げるものの外、町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項  
十二 町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度間の年度別財政計画

4 合併関係町村は、新町村建設計画を定めたときは、直ちにこれを都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、新町村建設計画を受理したときは、直ちにその意見を附してこれを内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 第一項の協議については、当該町村の議会の議決を経なければならない。

第七条 新町村建設計画を定めるに当つては、合併町村の住民が相互に融和し、進んで合併町村の建設に協力する基本の態勢を整えるように配慮しなければならない。  
2 新町村建設計画は、合併町村の住民のすべてについて、ひとしく福祉を増進させるとともに負担を分任させるように定められなければならない。また、合併関係町村の施設、事業その他住民の享受する利便について合併関係町村の相互の間の均衡を失するものがある場合においては、すみやかに是正するように定められなければならない。

4 合併関係町村は、新町村建設計画を定めたときは、直ちにこれを都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、新町村建設計画を受理したときは、直ちにその意見を附してこれを内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 第一項の協議については、当該町村の議会の議決を経なければならない。

第七条 新町村建設計画を定めるに当つては、合併町村の住民が相互に融和し、進んで合併町村の建設に協力する基本の態勢を整えるように配慮しなければならない。  
2 新町村建設計画は、合併町村の住民のすべてについて、ひとしく福祉を増進させるとともに負担を分任させるように定められなければならない。また、合併関係町村の施設、事業その他住民の享受する利便について合併関係町村の相互の間の均衡を失するものがある場合においては、すみやかに是正するように定められなければならない。

(新町村建設計画の変更)  
第八条 町村合併前において新町村建設計画を変更するには合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

2 町村合併後において新町村建設計画を変更するには、合併町村の議会の議決によらなければならない。第六条第二項、第四項及び第五項の規定は、この場合において

準用する。  
第二章 他の法律の特例  
第九節 町村合併の際合併関係町村の議員の任期、定数に関する特例  
第九節 町村合併の際合併関係町村の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、引き続き合併町村の議会の議員として在任することができる。この場合において町村合併の際に当該合併町村の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をこえて当該合併町村の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに代つて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。  
一 新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後二箇年をこえない範囲で当該協議で定める期間  
二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間  
2 合併町村においては、地方自治法第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、左の各号に掲げる期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。但し、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同

項の規定に復帰するものとする。  
一 新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間  
二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間  
3 前項の規定は、第一項の協議が成立した場合には適用しない。  
4 第一項又は第二項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(市町村の境界変更に関する特例)  
第十条 地方自治法第八条の第二項の規定により、都道府県知事が関係町村に対し、町村合併に関する同条第一項の計画について意見を求めたときは、当該町村の長は、直ちにその旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、当該町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該町村の区域内の町、字その他政令で定める基準に基く地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者(以下「代表者」という。)によつて町村長に対し当該地域に係る市町村の境界変更に関する意見を提出することができる。

3 前項の意見の提出があつたとき

項の規定に復帰するものとする。  
一 新たに設置された合併町村にあつては、町村合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間  
二 他の町村の区域の全部又は一部を編入した合併町村にあつては、その編入をする合併関係町村の議会の議員の残任期間に相当する期間  
3 前項の規定は、第一項の協議が成立した場合には適用しない。  
4 第一項又は第二項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(市町村の境界変更に関する特例)  
第十条 地方自治法第八条の第二項の規定により、都道府県知事が関係町村に対し、町村合併に関する同条第一項の計画について意見を求めたときは、当該町村の長は、直ちにその旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、当該町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該町村の区域内の町、字その他政令で定める基準に基く地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者(以下「代表者」という。)によつて町村長に対し当該地域に係る市町村の境界変更に関する意見を提出することができる。

は、町村長は、直ちにその要旨を公表しなければならない。

4 町村長は、第二項の意見を受理した日から六十日以内に、その意見に当該町村の意見を附して都道府県知事に提出するとともに、あわせてその旨を代表者に通知しなければならない。

5 前項の期間内に同項の通知がないときは、代表者は、第二項の意見を都道府県知事に提出することができる。

6 地方自治法第七十四条第四項の規定は、第二項の議員及び長の選挙権を有する者につき準用する。

11条 地方自治法第八條の二第一項の規定による町村合併に関する都道府県知事の勧告が前条第二項の意見を採用している場合において、当該地域に係る市町村の境界変更に関し当該町村の議会が当該勧告と異なる議決をしたときは、町村長は、直ちにその要旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、代表者は、政令の定めるところにより、当該町村の選挙管理委員会に対し、告示のあつた日から三十日以内に、当該地域に係る市町村の境界変更に関し、これを当該地域内の選挙人の投票に付することを請求することができる。

3 選挙管理委員会は、前項の請求があつたときは、政令の定めるところにより、請求のあつた日から三十日以内に同項の投票に付きなければならない。

4 前項の投票において、選挙人の

五分の四以上の賛成があつたときは、当該投票は、当該地域に係る市町村の境界変更に関する当該町村の議会の議決に代る効力を有する。

5 選挙管理委員会は、第三項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。その結果が確定したときも、また、同様とする。

6 第四項の規定により市町村の境界変更に関する議会の議決に代る効力を有する投票の結果が確定したときは、当該地域に係る市町村の境界変更に関し地方自治法第七條第一項の規定による当該町村の申請があつたものとみなす。

7 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法昭和二十五年法律第九号中普通地方公共団体の選挙に関する規定及び地方自治法第二百五十五條の二の規定は、第三項の規定による投票につき準用する。

(警察法の特例)

12条 合併関係町村のうち町村合併の際警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の規定により警察を維持していたものと維持していなかつたものがある場合において、合併町村が同法の規定により警察を維持すべきものであるときは、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、町村合併後三箇年以内の期間に限り、当該合併町村の警察の管轄区域を、当該合併町村の区域のうち従前警察を維持して

いた合併関係町村の警察の管轄区域に限ることができる。

2 前項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経なければならない。

3 合併関係町村は、第一項の協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 警察法第四十條の三第六項及び第七項の規定は、第一項の協議が成立した場合につき準用する。

5 第一項の規定によりその管轄区域が限定されている警察に関する警察法の適用については、同法第五十五條中「当該市町村の区域」とあるのは「当該町村警察の管轄区域」と、第五十五條の二第二項中「その市町村の区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」と、第五十九條中「市町村の区域内」とあるのは「町村警察の管轄区域内」と、「その区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」と、第六十四條第三項中「市町村の区域外」とあるのは「町村警察の管轄区域外」と読み替へるものとする。

(地方財政法の特例)

13条 合併町村が行う第六條第三項第二号から第十一号までに掲げる事業で当該合併町村の永久の利益となるべきものについては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第五條第一項の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

(地方税法の特例)

14条 合併町村は、合併関係町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があり、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく困難と認められる特別の事情がある場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り、その不均衡の程度を限度として、不均一の課税をすることができ

る。

(地方財政平衡交付金法の特例)

15条 国が地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、毎年度交付する地方財政平衡交付金の額は、合併町村については、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、同法及びこれに基く命令の定めるところにより、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなお町村合併前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

(国有財産特別措置法の特例)

16条 国は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三條第一項各号に掲げる場合の外、合併町村が新町村建設計画の実施上当該合併町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合においては、同法に規定する普通財産を当該合併町村に対し、譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 前項の規定による譲渡又は貸付に關しては、同項に規定する場合を国有財産特別措置法第三條第一項の各号に掲げる場合に該当する

ものとみなして同法の規定を適用する。

(国有林野整備臨時措置法の特例)

17条 国は、新町村建設計画による基本財産の造成上必要があると認められる場合においては、町村合併後五箇年間に限り、合併町村の区域に係る国有林野(国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ)を、国土の保安上及び国有林野の経営上必要なるものを除く外、当該合併町村に対し、国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十七号)の例により、売り払い、又はその所有する林野と交換することができる。この場合において売り代金の支払は、売り後五箇年間はすえ置き、その後十五箇年の年賦償還とするものとする。

2 合併町村は、前項の規定により売り払を受けた林野の経営については、あらかじめ国の承認を受けて定めた実施計画によらなければならない。

3 合併町村は、第一項の規定により売り払を受けた林野の立木の伐採若しくは売り払又は当該林野の売り払をするには、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

4 合併町村は、第一項の規定により売り払又は交換を受けた林野の管理については、なるべくその住民の生業に資するように配慮しなければならない。

(国民健康保険法の特例)

18条 合併町村は、合併関係町

村のうちに町村合併の際国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の規定による国民健康保険を行つていたものを行つていなかつたものがある場合においては、同法第八条ノ十三第一項及び第八条ノ十五第一項本文の規定にかかわらず、合併関係町村の協議による規約の定めるところにより、町村合併後五箇年以内の期間に限り、当該合併町村の区域のうち国民健康保険を行つていた合併関係町村に属していた区域内の世帯主及びその世帯に属する者を引き続き被保険者として、同法の規定による国民健康保険を行うことができる。

す、従前の地区において国民健康保険を行うことができる。  
(水産業協同組合法の特例)

第十九条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第二項の規定により組合員たる資格を有する漁民を特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者に限つている漁業協同組合の地区の全部が町村合併により同一町村の区域に含まれることとなる場合においては、当該漁業協同組合は、同条の規定にかかわらず、引き続き組合員たる資格に関する当該制限を存置することができる。  
2 水産業協同組合法第七条の規定の適用については、前項の規定により組合員の資格に関する制限を存置する漁業協同組合は、同法第十八条第二項の規定により組合員の資格を限つている漁業協同組合とみなす。

2 前項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経なければならぬ。  
3 第一項の規約を定めるについては、都道府県知事の認可を受けなければならない。  
4 合併関係町村は、第一項の規約を定めるときは、直ちにこれを告示しなければならない。

第二十条 町村合併に伴う町村の区域の変動により小作地又は小作採草放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六条第五項の規定により小作地又は小作採草放牧地とみなされるものを含む。以下同じ。)がこれを所有する者の住所のある町村(同条第三項又は第四項に該当するときはこれらの規定により住所があるとみなされる町村。以下同じ。)の区域(小作採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下同じ。)の外にあることとなるときは、その者は、当該小作地又は小

5 国民健康保険法の適用については、第一項の規約は同法第八条ノ十三第一項の規定により合併町村が制定する条例とみなす。  
6 合併町村の關係区域をその地区に包含する普通国民健康保険組合がある場合において第一項の規定により合併町村が国民健康保険を行うこととなるときは、合併町村が同項の規定により国民健康保険を行う間、当該普通国民健康保険組合は、国民健康保険法第二条ノ二第一項並びに同法第五十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず

作採草放牧地のうち同条第一項第二号に規定する面積からそれぞれその住所のある町村の区域内において所有する小作地又は小作採草放牧地(同条第二項の規定によりその者が所有するものとみなされる小作地又は小作採草放牧地を含む。)の面積を差し引いた面積をこえないものを、同条第一項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができる。  
第三章 町村合併及び新町村建設計画の実施

第二十一条 町村は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、都道府県知事、都道府県の議会、都道府県の区域内の町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験を有する者等に対し、技術的な助言、勧告その他の必要な援助を求めようとする。2 町村合併が行われようとするときは、関係町村の關係機関は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、その意義及び目的を住民に周知させるように努めるとともに、当該町村の区域内の公共的団体等に對し協力を求めるようにしなければならない。

し、未払の債務を弁済し、その他誠実に事務を処理して置かなければならない。  
(財産及び營造物の管理引継等)

第二十三条 合併関係町村は、町村合併に際しては、その基本財産その他の財産及び營造物をすべて合併町村に引き継ぎその維持発展に資することができるように誠実に管理しなければならない。  
2 町村合併により合併関係町村の区域の一部が合併町村の区域に属することとなる場合においては、当該一部の区域内に存し、もつぱらその区域内の住民の使用に供されている当該合併関係町村の財産及び營造物は、当該合併町村に引き継ぐものとし、その他の関係のある財産及び營造物は、その区域内の住民による使用状況、取得についての寄与の程度等に応じ、その住民の利益を考慮して合理的にその所属を定めるようにしなければならない。

3 旧来の慣行により合併関係町村の住民中特に財産又は營造物を使用する権利を有する者がある場合においては、町村合併により当該財産又は營造物を取得する合併町村は、その旧慣を尊重しなければならない。

4 合併関係町村の相互の間にその有する基本財産の所有について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でないとい認められる特別の事情がある場合においては、地方自治法第七条第四項の規定による財産処分に関する協議により、合併町村

のうち合併関係町村に属していた区域に係る部分が当該財産の全部又は一部を有するものとすることができる。この場合においては、合併町村の当該部分は、同法第二百九十四条第一項の財産区とする。

(職員の身分取扱)

第二十四条 合併関係町村は、その協議により、町村合併の際現にその職に在る合併関係町村の一般職の職員が引き続き合併町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱に関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。  
(公共的団体等の統合整備)

第二十五条 合併関係町村の区域内の公共的団体等は、町村合併に際しては、合併町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

2 合併町村の長は、その区域内の公共的団体等に対し、町村合併の目的を達成するため必要があると認めるときは、すみやかに統合整備を図るよう勧告することができる。

(新町村建設計画の実施)

第二十六条 町村合併が行われたときは、合併町村は、新町村建設計画の実施を通じて、町村の一体性の確保とその向上発展に努めなければならない。

2 合併町村の關係機関及びその区域内の公共的団体等は、相互に協

同の区域内の公共的団体等は、相互に協

力して新町村建設計画のすみやかな実現に努めなければならない。  
3 合併町村の住民は、相互に融和し、一の地方公共団体の住民たるの自覚をもつて、進んでその負担を分任して合併町村の建設に当らなければならない。

#### 第四章 町村合併及び新町村建設計画の実施の促進

(町村合併促進のための補助金)  
第二十七条 国は、町村合併の実施を促進するため、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、町村及び都道府県に対して補助金を交付することができる。  
(新町村建設計画の実施に関するあつせん)  
第二十八条 内閣総理大臣は、第六

条第五項(第八条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事から新町村建設計画及びその意見の提出があつたときは、直ちにこれを関係各省大臣に通知しなければならない。  
2 前項の場合において新町村建設計画の実施を促進するため必要があるときは、内閣総理大臣は、新町村建設計画の一部の変更その他新町村建設計画の実施に関する事項についてあつせんを行うことができる。

(新町村建設計画の実施の促進のため国の行う措置)  
第二十九条 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、新町村建設計画に掲げる左の事項に係る財政上の援助について、事情の許す

限り、合併町村のために優先的な取扱をするものとする。

一 小学校又は中学校の校舎の新築又は改修その他教育文化施設の整備  
二 消防自動車等の購入その他消防施設の整備  
三 病院、診療所、隔離病舎、水道施設その他の衛生施設の整備  
四 授産施設、保育所その他の厚生施設の整備  
五 道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設の整備  
六 前各号に掲げるものの外、合併町村の永久の利益となるべき建設事業

2 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる事業の実施について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な措置を講ずるものとする。

一 道路の建設、河川の改修、漁港の修築その他の土木事業  
二 前号に掲げるものの外、国の行う事業で政令で定めるもの  
3 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる措置について、合併町村のために特に配慮するものとする。

一 国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。)の貸付、交換、売却及び譲与並びにこれに対する私権の設定  
二 国有林野法に定める部分林の設定  
三 新町村建設計画に掲げる事業

に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可  
四 前各号に掲げるものの外、各省大臣その他の国の行政機関の行う処分を政令で定めるもの  
4 国は、前項第二号の規定に従つて設定した部分林の造林について、予算の範囲内において、合併町村に対して補助金を交付することができる。

(都道府県への行う措置)  
第三十条 都道府県は、町村合併及び新町村建設計画の実施を促進するため、第二十七条及び前条に準じて必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度の当初において、前年度中の町村合併及び新町村建設計画の実施の状況ととりまとめ公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

(公共企業体の協力)  
第三十一条 日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体は、合併町村に係るその業務の運営に關し、町村合併の目的の実現に必要な措置をすみやかに講ずるようになしなければならない。  
(内閣総理大臣の助言、勧告その他の措置)  
第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を実現するために、町村及び都道府県に対して助言又は勧告をし、情報又は資料を提供し、その他適切な措置を講じなければならない。

第三十三条 町村合併に関する地方自治法第七條第一項の申請があつた場合において、都道府県知事が当該申請の日から六箇月以内に同項の規定による処分を行わないときは、関係町村は、議会の議決を経て当該期間の経過後六箇月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、自治庁長官は、当該都道府県知事について当該事件に関する事情を聴取するとともに、参与の意見を聴いた後その意見を附して、これを内閣総理大臣に上申するものとする。

3 内閣総理大臣は、審査の結果当該都道府県知事が処分を行わないことが町村合併による町村の規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、地方自治法第七條第一項の規定にかかわらず、自ら当該申請に係る町村の廢置分合又は境界変更の処分を行うことができる。  
4 前項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。  
6 地方自治法の適用については、第三項の規定による処分は、同法第七條第一項の規定による処分とみなす。

の処分)  
第三十三条 町村合併に関する地方自治法第七條第一項の申請があつた場合において、都道府県知事が当該申請の日から六箇月以内に同項の規定による処分を行わないときは、関係町村は、議会の議決を経て当該期間の経過後六箇月以内に内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、自治庁長官は、当該都道府県知事について当該事件に関する事情を聴取するとともに、参与の意見を聴いた後その意見を附して、これを内閣総理大臣に上申するものとする。

3 内閣総理大臣は、審査の結果当該都道府県知事が処分を行わないことが町村合併による町村の規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、地方自治法第七條第一項の規定にかかわらず、自ら当該申請に係る町村の廢置分合又は境界変更の処分を行うことができる。  
4 前項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。  
6 地方自治法の適用については、第三項の規定による処分は、同法第七條第一項の規定による処分とみなす。

第五章 雜則  
(この法律施行前の申請に係る町村合併についての適用関係)  
第三十四条 この法律施行前五箇年以内に行われた町村合併により、又はこの法律施行前になされた地方自治法第七條第一項若しくは第三項の申請に基きこの法律施行後に行われた町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が、あらかじめ都道府県知事の意見を聴きその議会の議決を経て第六條第三項第一号から第十一号までに掲げる事項及び当該町村合併の行われた日から起算して五箇年を経過した日の属する年度までの年度別財政計画を明らかにした当該町村の建設に関する計画を定めた場合には、当該町村については当該計画を新町村建設計画とみなして第二條、第六條第四項及び第五項、第八條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第二十五條第二項、第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第二十七條に係る部分を除く。、第三十一条並びに第三十二条の規定を適用する。この場合においては、第六條第四項中「合併関係町村」とあるのは「合併町村」と、第十三條及び第十五條中「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれ読み替へるものとする。

(合併町村等が市となつた場合の適用関係)

第五節 雜則  
(この法律施行前の申請に係る町村合併についての適用関係)  
第三十四条 この法律施行前五箇年以内に行われた町村合併により、又はこの法律施行前になされた地方自治法第七條第一項若しくは第三項の申請に基きこの法律施行後に行われた町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が、あらかじめ都道府県知事の意見を聴きその議会の議決を経て第六條第三項第一号から第十一号までに掲げる事項及び当該町村合併の行われた日から起算して五箇年を経過した日の属する年度までの年度別財政計画を明らかにした当該町村の建設に関する計画を定めた場合には、当該町村については当該計画を新町村建設計画とみなして第二條、第六條第四項及び第五項、第八條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第二十五條第二項、第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第二十七條に係る部分を除く。、第三十一条並びに第三十二条の規定を適用する。この場合においては、第六條第四項中「合併関係町村」とあるのは「合併町村」と、第十三條及び第十五條中「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれ読み替へるものとする。

村合併についての適用関係)  
第三十四条 この法律施行前五箇年以内に行われた町村合併により、又はこの法律施行前になされた地方自治法第七條第一項若しくは第三項の申請に基きこの法律施行後に行われた町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が、あらかじめ都道府県知事の意見を聴きその議会の議決を経て第六條第三項第一号から第十一号までに掲げる事項及び当該町村合併の行われた日から起算して五箇年を経過した日の属する年度までの年度別財政計画を明らかにした当該町村の建設に関する計画を定めた場合には、当該町村については当該計画を新町村建設計画とみなして第二條、第六條第四項及び第五項、第八條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第二十五條第二項、第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第二十七條に係る部分を除く。、第三十一条並びに第三十二条の規定を適用する。この場合においては、第六條第四項中「合併関係町村」とあるのは「合併町村」と、第十三條及び第十五條中「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれ読み替へるものとする。

(合併町村等が市となつた場合の適用関係)

第五節 雜則  
(この法律施行前の申請に係る町村合併についての適用関係)  
第三十四条 この法律施行前五箇年以内に行われた町村合併により、又はこの法律施行前になされた地方自治法第七條第一項若しくは第三項の申請に基きこの法律施行後に行われた町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が、あらかじめ都道府県知事の意見を聴きその議会の議決を経て第六條第三項第一号から第十一号までに掲げる事項及び当該町村合併の行われた日から起算して五箇年を経過した日の属する年度までの年度別財政計画を明らかにした当該町村の建設に関する計画を定めた場合には、当該町村については当該計画を新町村建設計画とみなして第二條、第六條第四項及び第五項、第八條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第二十五條第二項、第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十條、第二十七條に係る部分を除く。、第三十一条並びに第三十二条の規定を適用する。この場合においては、第六條第四項中「合併関係町村」とあるのは「合併町村」と、第十三條及び第十五條中「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれ読み替へるものとする。

(合併町村等が市となつた場合の適用関係)

第三十五条 この法律の規定(第十

二条の規定を除く)は、町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が市となつた場合において、なお、当該市に關して適用する。但し、当該市につき第十五条の規定を適用して算定される地方財政平衡交付金の額が同条の規定を適用しないで算定される地方財政平衡交付金の額に満たないときは、同条の規定は適用しない。

第三十六条 市及び町村の区域の全部若しくは一部をもつて町村を置き、又は市及び町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入すること、若しくは町村の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定を適用する。

(市が設置され又は市に編入する場合についての準用)

第三十七条 左の各号に掲げるもので町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定(第三條、第九條及び第十二條の規定を除く)を準用する。

- 一 二以上の町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。
- 二 市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。
- 三 町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。
- 四 市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

五 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八條の二第一項の規定によりする勧告に基づき、町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十

六 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八條の二第一項の規定によりする勧告に基づき、市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十

第三十五条但書の規定は、前項の場合において準用する。

第三十八条 公職選挙法の適用については、同法第四條第三項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)」とあるのは「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び町村合併促進法(昭和二十八年法律第 号)」と読み替へるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。
- 2 この法律は、施行の日から起算して三箇年を経過した時にその効力を失う。但し、その時までに行われた町村合併については、その時以後も、なお、その効力を有する。

○内村参議院地方行政委員長 参議院の地方行政委員長の内村清次であります。どうぞよろしくお願いいたします。

町村合併促進法案につきまして、提出議員を代表いたしまして提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

新しい地方制度によりましてから、ここに数年、その間における地方自治の発展には見るべき多くのものがあります。同時に地方自治の確立を目標とする教次の改革にもかかわらず、その結果には予期に反するものも多いたるに基くことも多いのであります。同時に、最近までに行われました教次の改革の内容にまだ至らざる点があることとあわせて、基礎的の地方公共団体として都市と並ぶ町村の規模があまりにも狭小にすぎ、新制度下において負担すべき責務に比較してあまりに弱小の場合が多いことも、一に重要な原因と申すのであります。

新憲法の根本精神を貫徹するについては、地方自治の拡充がその前提であることはあまねく認められておるところであります。それについては、まず現在の町村についてその規模を適正にすることが、まず出発点となるべきものと考へるのであります。

除、自主的な財政権の付与等をはかつて、またこれによつて国と地方とを通じたの民主政治の完成と行政の能率化、ひいては住民の福祉の増進を期待するにつぎましては、町村規模の適正化が先決問題であるということなのであります。

町村の数は昭和二十七年十月一日現在で九千七百七十四でありまして、これを明治二十二年の大合併によつて一万五千八百二十町村となつた当時の数に比較いたしますと相当の減少となつておるものであります。その間の町村数の減少の多くは市の設置あるいは市への編入によつたものであります。それでありまして、町村の規模は現在におきましてもきわめて狭小のものが多く、数字的に申しますと人口段階別の調べでは人口五千以下の町村の数は全町村数の六三・四%、人口八千以下といつたしますると実に八六・三%といふことになつておるのであります。

しかもそのうち、大部分を占めるものは人口二千ないし五千の町村でありまして、人口二千ないし三千のものが二〇%、人口三千ないし四千のものが一九%、人口四千ないし五千のものが一五%といふことになつておるのであります。また面積の点についてみましても、北海道を除く全国平均は二・八・六一平方キロといふことになつておるのであります。

て、またたく実情に合わないといふことになつておることを示すものであります。

ただ、私どもいたしましては町村規模の適正化を急にするのあまりに、それについて困るものはその他の機関が、権力的に干渉するといふことは避けなければならぬと考へるわけでありまして、他方自治の本旨の根本が団体自治と住民自治にあることを思ひますときに、その合併を促進いたすべきことについては、その町村の自主性によつて合併の進むことを期待いたすべきものと考えます。本法案をまよとめましては、私ども終始、念頭に置きましたのはこの点でありまして、促進についての勧奨的措置あるいは合併についての関係法令上の障害を除去する措置を中心として取上げて諸規定を設けておるものこの意味であります。

従来、国の方針として行われました町村の合併は、市制、町村制の実施に際して行いました明治二十一年の大合併であります。当時、憲法の制定あるいは国会開設を前に、政府は地方行政機構の整備をその前提処置として取上げ、七万以上ありました町村をわずかに一年有余の間に強制的な合併によりまして一万五千八百二十町村に減少せしめたわけでありまして、この時の知事會議における政府当局の訓示はあまねく知られておるところであります。その中には、今や中央政府の制度を整備するに當り、これに先立つて地方自治の制を立てんとするは目下の急務なり。地方の制度、整備せしめてひとり中央の組織を完備せんことを求むるは

決して順序を得たるものに非ざるなり。故に国家の基礎を鞏固にせんと欲せば必ずまず町村自治の組織を立てざるを得ず。これをたとえれば町村は基礎にして国家はなお家屋の如く、基礎鞏固ならず、家屋ひとりよく堅牢なるの理あるべからず」と述べておるのであります。これによりまして徳川時代の単位をそのままに受継いだ明治初年の町村は、近代国家の行政の単位に転換するに必要な程度の規模のものと改編されたのであります。

事情はやや異なりますが、町村を改編してその規模の適正化をはかることは急務中の急務といわなければならぬのであります。ただ、地方自治の本旨にかんがみまして、その方法にもおのずから異なるものがあるべきことはすでに申し述べたところのごとくであります。

法案の第一章総則中に第一条目的として「この法律は町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もつて町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする」と掲げましたのも以上の趣旨によるものであります。

法案の内容の概要は第一章を総則といたしまして、右の目的を掲げましたほか、用語の定義、町村の規模等、総則的事項を規定し、第二章は「他の法律の特例」として議員の任期、定数等に関する特例のほか、町村合併について多くの法律の特例を規定いたしましたのであります。これらはいずれも合併について勧奨的措置となるものを定め、あるいはその障害となるものを排除した諸

規定であります。

第三章は町村合併及び新町村建設計画の実施に関する諸規定を掲げ、第四章はその促進について規定し、第五章は「雑則」としてその他の関係規定をとりまとめ掲げたのであります。

法案の各条項についての説明はお手元に要綱もお配りしてありますので、きわめて概要にとどめます。

第一条は目的、第二条は「町村合併」「合併関係町村」「合併関係町村」の用語の定義を明らかにし、第三条は町村の規模としておおむね人口八千を最低の標準とすることを明らかにし、第四条は都道府県は町村合併促進協議会、第五条は町村合併促進協議会を置くことができることを定め、第六条は町村合併に際しては、新町村建設計画を定むべきものとし、第七条はその内容は住民の融和と協力を得べきこと等を根本とするを明らかにし、第八条はその変更の手続について規定したものであります。以上が総則に関する部分であります。

第九條以下第二十条までは諸法律の特例について規定したものであります。まず第九條、議員の任期等に関する特例であります。これは地方自治法の原則によるほか、二つの型を定めまして、そのいずれか一つをとる道を開いたものであります。すなわち旧町村の議員は新設町村においては合併後二箇年を越えない範囲で協議で定める期間、編入町村については編入をする町村の議員の任期の残りの期間、合併町村の議員として在任することを認め、新たに選挙することとする場合は、両者を通じて自治法の特例による定員の

二倍までを認めるということにはいたしてあるのであります。第十條及び第十一條は、町村合併の際に、一部の区域の境界変更について住民投票による特例を認め、第十二條は警察法の特例として一部の区域についての警察の維持を認め、第十三條は地方財政法の特例として新町村建設計画の事業について同法第五條第一項の規定にかかわらず起債を許すこととし、第十四條は合併町村について不均一の課税の例外を規定し、第十五條は地方財政平衡交付金の特例として五箇年度間は合併なかりしものとしての交付金を交付することを旨とし、第十六條は国有財産の払下げに関する特例、第十七條は国有林野整備臨時措置法の特例、第十八條は部分の区域で国民健康保険を行い得る特例等、第十九條は水産業協同組合法の特例、第二十條は農地法の特例として合併による行政区画の変更にかかわらず、小作地はそのまま保有することを得ることとしたものであります。

第三章は町村合併及び新町村建設計画の実施に関する諸規定を設けてあります。まず、第二十一條は町村合併に対する知事等の協力、第二十二條は関係町村の事務の処理の方針について、第二十三條は財産及び營造物の管理引継ぎ等について、第二十四條は職員身分の取扱ひについて、第二十五條は公共的団体等の統合整備について、第二十六條は新町村建設計画の実施とその町村の一体化等について規定したものであります。

第四章は町村合併及び新町村建設計画の実施の促進について国の補助金に関する規定等を、第二十七條以下、第三十三條までに掲げてあります。

第五章は雑則といたしまして、その他の関係規定を掲げてあります。すなわち第三十四條、この法律施行前の申請にかかる町村合併についての適用関係、第三十五條、合併町村が市となつた場合の適用関係、第三十六條、市の区域を含む場合についての準用、第三十七條、市が設立され、または市に編入する場合についての準用その他の諸規定であります。

以上の提案の理由、並びに内容の概略を御説明申し上げましたが、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○中井委員長 参議院地方行政委員長の御説明は一応終了しました。それでは本日は御説明だけを承つておくことにいたしまして、質疑は時をあらためていたすことにいたします。

○中井委員長 次に去る二十五日本委員会に付託されました道路交通取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。門司亮君。

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「前項」を「第五項」に改め、第五項の次に次の三項を加える。

公安委員会は、前項の規定による運転免許の取消又は停止(停止については公安委員会の定める期間以上のものに限る。)をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ及び証拠を提出することができる。

公安委員会は、聴聞を行う場合において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に關し専門的知識を有する者につき参考人として出頭を求め、その意見をきくことができる。

第九條の二第四項中「第四項乃至第八項」を「第四項乃至第十項」に、「第五項乃至第八項」を「第五項、第六項及び第九項乃至第十一項」に改める。

第二十九條第一号中若しくは第七項」を若しくは第十項」に改める。

第三十條中「第九條第八項」を「第九條第十一項」に改める。

附則

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

○門司委員 たいだいま議題となつております道路交通取締法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

現在自動車増加とともに交通事故もまた増加していることは御承知の通りであります。これら交通事故に対する取締りにつきましては、その多くは公安委員会の行政的措置による運転者

の免許の一定期間の停止及び取消し等の処分が行われているのであります。この場合運転者は、その措置が一方的であり不当に苛酷であると思ひましても、行政訴訟等は多くの費用と日時とを要しますので、容易になし得ないのであります。当該者にとりましては、その生活の基礎を失うこの大事の問題の取扱ひがあまりにも一方的でありますので、一定期間の免許の停止及び取消しについては、その措置の適正と慎重を期するために当該運転者が十分に意見を申し述べた機会を与え、さらに第三者の公平なる思慮と判断によつて措置の公正を期したいと思ひのであります。これが本改正案を提出いたしました理由であります。

なお案の内容につきまして御説明申し上げますれば、現行道路交通取締法の第九條の第六項中「前項」を「第五項」に改め、第五項の次に次の三項を加えようとするものであります。一つは、公安委員会は運転免許の取消しまたは停止については公開による聴聞会を開かなければならないことにし、その手続等の規定であります。これは現行の旅業及び古物営業、湯屋質屋等の業種に對しましては、その営業の停止等を行う場合には聴聞会の手続をとつて公正を期してゐるのであります。これと同様の趣旨によるもので、運転者の人権の尊重と生活擁護のためであります。また停止に對しては公安委員会の定める期間以上といふいたしましたことは、御承知のように運転者の免許が各地公安委員会によつて許され、その公安委員会の関係地区によりまして、自動車の数も異なり、従

つて事故發生の件数にも非常に差異がありますので、一定規程を定めるところが困難視されますので、各地公安委員会において、實際上の可能な範囲において定めることが適當と思ひまして、一任いたしました。

ここでお手元に参考資料として昨年度における全国の各都道府県における事故發生数と、さらにこれの処分の表を差上げておるのでありますが、これによつてごらんのように、府県によりまして非常に少いところもございまして、それから少いたとせば警視庁などは一年間の件数が二万五千三百四十一、そして三十日以上九十日未満、いわゆる三箇月までの停止処分を受けたものが四百四十二件、さらに取消しは二十七件、三十日未満の停止処分を受けたものが六千六百五十五件というやうな非常に大きな数字を持つております。次に大きいのは大阪で、取消しが九十三件、九十日すなわち三箇月以上の停止処分を受けたものが五百五十七件、三十日以上九十日までの停止処分を受けたものが一千二百四十六件、一方奈良県等のときは取消しはわずか二件、三十日未満のものが三十四件にすぎないというやうに、非常に差異を生じておりますので、法律で一定期間の線を一画的に引くことは、實際の運営の上にかがかと存じましたので、かのごとき処置をとつて參つたのであります。

その二は、聴聞会に際しまして、当該処分に係る者または代理人は当該事案につき意見を述べ証拠を提出して事案の公正なる判断の資料を十分ならしめたのであります。その三は、聴聞会を行う場合に必要

と認めるときは、その道の専門的知識を有する者の参考意見を聞くことができるようにいたしまして、これまた公正を期したいと思ひのであります。以下は本文の整理であります。

以上が大体本法案の趣旨及び内容であります。なお、幸いに御賛同を得ますならば、本年九月一日から実施いたしたいと思ひのであります。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○中井委員長 本案につきまして御質疑はございませんか。大矢委員。

○大矢委員 この制度の実施後においては、このやうな処分は少くなるというところは想像できる。それに反して罰金というか、料料といふかそれが非常に多くなるおそれがないか。現にこのやうな法律ができるというのを予測して、最近では非常に料料が多くなつて参りました。そのためにかえつて迷惑するといふやうなことが起つておると思ひのであります。そういうことも考慮の上でこれをやつたのかということを一応お尋ねしたい。

○門司委員 むしろ私が答えるよりも、だれか当該者が来てくれれば、その方がいと思ひますが、今の大阪さんからの御質問につきましては、一応この表を見ていただきますと、たとえばこの表で一番苛酷な取締りをしておられると思はれるのは大阪であります。大阪は全部の申請件数が五千四百三十一件、そのうち九十三件が取消し処分を受けております。東京の場合はこの約五倍の二万五千三百四十一件の申請があつたにもかかわらず、取消しはわずか二十七日である。さらに九十日以上の営業停止を受けておりますもの

が、大阪にありましては五百五十件であつて、東京の警視庁におきましては一件もないのであります。さらに三十日以上九十日未満の停止を受けておりますものが、大阪におきましては一千二百四十六件、それから東京の警視庁におきましては四百四十二件、三十日未満の処分を受けておりますものが、大阪では二千九百七十九件で、東京では六千六百五十五件であります。さらに案件によりまして処分はいたしてありますが、処分の執行猶予をいたしてあります。軽微なものが、大阪におきましてはわずかに八十八件でありまして、東京におきましては一万一千九十二件という非常に大きな開きを見せておるのであります。さらにもう一つは、先ほど申し上げましたやうな奈良県のごときは、取消しは二件ございしますが、九十日以上は一件もない、また三十日から九十日までのものも一件もございしません、三十日未満がわずかに三十四件でありまして、処分の執行を猶予いたしましたものが、五十件というやうなことに相なつております。この表に現われておりますやうに、現在の取締りの方法といふものは、各地区の公安委員会のいわば内輪の規定によつて、実は非常にまち／＼にその処分が行われております。従いまして、ただいまの御質問のやうなことがあると思ひますが、それにいたしましては、運転者の生活権を守ることに、生活に影響を及ぼすやうな無理な取締りは避けて、できるだけ輕微な取締りで済ませるといふことは、私の感じからいたしますならば、そのために特別に事件がふえるわけではないと思ひますので、この法案の趣旨に沿ひ得るも

のだと考へておるのであります。

○大石委員 私は運転手が非常に苛酷な取締りを受けて生活権を脅かされておる、この点に同情しておるのであるが、この際交通取締りの警視庁の警邏部長、それから国警の公安委員、それから交通に関する事故を取扱つておる人に來ていただいて説明をお願いしたいと思います。皆さんにお諮り願えますか。

○中井委員長 ただいまの大石委員からの御発言につきまして申し上げます。本案の問題につきましては国家警察本部から山口警備部長が出席をいたしてあります。よつても山口警備部長に御質問の方があるならば、この際御質疑を願ひます。

○大石委員 山口さん、私あなたにお尋ねしますが、運転手の人が、車に乗るに當り私たちに言うのです。われわれは妻子養族を養うのに、あまりに警察が苛酷の取締りをするために生活権を脅かされる、そうして何か言うとなぐ本省へ來たいといふ、何か言うとなぐ免許証は取上げてしまふ、それを手柄のやうにしておる、これはもちろん交通という事項は、アメリカにおきまして非常に大切に取扱つて、交通のことに對しては人命に關することですから、それは當然のことと思ひますが、もう少し運転手の人にやわらかい気持ちを持たせて、ほんとうにその日を樂しませて、そうして皆さんのために働くという気持ちを持てるやうに、警察当局はできぬものでしょうか。そうして千円か二千円まいないを持って行く、それなりにして警察は許してくれそうですが、そういうやうな人を私はよく聞いております。名前をとつ

しやるなら、その警察官の名前も私は知っておりますから言いますが、そういう人がたくさんある。運転手は非常に困つておるわけですか。何とかもつと寛容な方法でもつて、その交通違反を取締る方法はございませんか。それをまず教えていただきたい。

○山口(喜)政府委員 ただいまの御質問に対しては、私もまったく同様に感じておるのであります。数多い警察官の中には、状況によりまして交通取締りの現場に立つて、非常に早急の間に解決しなければならぬ、あるいはまた非常に大勢の人を相手にして、その間に適時処置をして行くというふうな関係から、場合によりましては、取締りを受ける側の方から見まして苛酷である、あるいはまたもう少し何とか親切な取扱いをしてもらいたいと思われる場合も、多々おありになるだろうと思つておられます。私も同様に思つておることは、平静からこういう面につきましては、ことに警察が一般の国民の方に接する一番多い部分を受持ちます外勤の警察官、ことに交通取締りにつきましても、絶えずいろいろの場合に注意はいたしておりますが、今日まだ十分にそこまで参つておりませんことは、まことに遺憾なことで存しておるのであります。

○中井委員 御質問はございませんか。

○床次委員 交通違反に対する取締りでありまして、違反の程度においてそれ／＼運転手に対しましては、取消しあるいは停止ということになつておると思ひますが、これが地方によつて相当区々であるのではないかと思つておられます。この基準に対してどうい

うふうにしておられるかというのを伺いたしたのであります。なお一般の交通違反に關しまして、たび／＼いろいろの苦情も聞くのであります。先ほど大石委員からも御質問がございましたが、その決定いたしますまでに、たびたび警察署に出頭を命ずる。そのためにずいぶん市民の迷惑も生ずるので、決定されましたところの科料その他がはなはだ多いということ、これは決して法の目的を達するゆえんじやないと思つておられますが、そういうことに対して今日かような扱いになつておられますか、あるいはその指導の方針と申しますか、準則等大体のお考えを伺いたしたいと思います。

○山口(喜)政府委員 処分の一応の基準といたしましては、事故の大小により、あるいは運転者の過失の軽重を勘案いたしまして、一応の基準となるべきようなもの、私の方から国警部内はもちろんであります、自治体警察につきましても、やはりある程度の均衡を保つ意味から連絡はいたしてあります。しかしもちろん御承知のように、ただいまの警察制度のもとにおきまして、これは各県あるいは各自治体警察の公安委員会である各自治体市によりまして差違がございますことは、先ほど御提案者からお話になつた通りであります。なお運転者にとりまして出頭してもらひまして、迷惑をおかけしてあるというふうなお話でございますが、できるだけ私どもといたしましては、たゞ／＼出頭しないで済むように取調べるなり、あるいは調査を進めて参りたいと思ひます。ただ交通事故によりまして、たとえば死傷者が

出たというふうな場合、刑事事件として取扱わなければならないというふうな場合におきましては、あるいは一回で済まないというふうな場合もあるかと思ひます。そういう場合におきましても、事柄の軽重によりまして、できるだけ現状におきまして、またその後の出頭によりまして事柄を解決したい、こういうつもりで努力をいたしております。

○床次委員 提案者に伺いたしたのであります。この職聞をいたします場合、これは公安委員会でもつて大体の範囲をきめておるのであります。これは丁寧なほどよいには違ひないものであります。実際にございまして、この事件だけ公安委員会が非常によまかく職聞を行うというところについても、いかがかと思つておられますが、大体どの程度において職聞を行うというふうな腹案なり、あるいは予想がございになりますか、伺いたしたいと思います。

○門司委員 大体腹案といたしましては、この表をございまして参ります。三十日以上ということに参ります。一応考えたのであります。さらにそれからもう少し下げて参りまして三十日未満のものに對しては、たとえば大都市を除きました府県におきましては、一年間の件数がこのくらの数字でございますので、大体これに對して行われるのではないかとおもうことも考えられるのであります。いづれにいたしましても各地の公安委員会はその定数が三名でございます。従つて警視庁のように、あるいは大阪のように事犯の多いところにあつては、

どうして三十日未満のものにとりましては、実際の運営上は困難ではないかということ、これは公安委員会の定める一定の期間ということにまかしたものであります。提案者の気持ちといたしましては、きき得るだけ短かい期間の停止処分分、やはり公正を期して行くというのがよいのではないかと考へておるのであります。

それからさらにもう一つ、立つたついでで悪いのであります。つけ加えて説明をしておきたいと思ひます。これは、この法案の中の職聞を聞くという規定と同時に、公開の職聞を開きます場合、二つの機会がございまして、一つは職聞を開く機会を与えるということ、それからさらにもう一つは、必要のあるときは第三者の学識経験者に来ていただいたり、さらにそれらの人たちの意見を聞くことができるという二段にわかれておるのであります。従いましてこれらの案件につきましては、当該公安委員会の実情に即した取扱いができればと考へまして、かくのごとき提案をいたして参つたのであります。従いまして私どもの理想といたしましては、短い期間の停止処分分でも、一応運転者の証述並びに十分意見を申し述べること、公開の場合にできるだけ与えたいというのが気持ちであります。どの辺りかと言われれば、やはり実際実行でき得るのは、三十日くらいでなければいけないのではないかと、こういうふうな考へておられます。

○床次委員 三十日くらいの停止処分を受ける者は、どの程度の違反を犯した者か。これはわれ／＼には見当がつかないで、大体の基準がわかればお聞かせを願ひたい。また取消しになる者はどのくらいか、大ざつばな御質問であります。一応の概念がわかりましたら伺いたしたい。

○山口(喜)政府委員 お答えをいたします。三十日以上は処分をするような場合につきまして、例を死傷の場合につきまして申し上げますと、全治二十日以上のがをさせましたような場合におきましては、本人の過失のみの場合には、二十五日以上五十日以下くらいと考へておられます。先ほど申しました国警本部が一応の連絡をしました通牒——これはその通りに行われておるとも申し上げられませんが、他人の過失と競合します場合に運転者の過失率には、十五日以上四十五日以下くらいと考へておられます。それから本人——運転者の方が他人の過失よりも小さいと認められる場合には二十五日以下。その次に今度は四十日以上くらいの場合の場合等を考へておられますが、私の方で示しております基準によりますと一箇月くらいのけがをさせた場合に一箇月くらいの処分を受けるというものが、大体の見当と申してよからうと思ひます。

○大石委員 提案者によつと申し上げたいと思つておられますが、これは国警の人にもよく聞いておいてください。現在の道路交通取締法というものは実に曖昧模糊なんです。たとえて言うると銀座なら銀座において、その銀座とはどういふふうになつておるか。右まわりになつておるか、左まわりになつておるかということすら、われ／＼は知りません。この道路交通取締法というものは



○藤田委員 山口部長の御答弁を聞きましても、根本的な解決策はなか／＼困難のように感じます。国会としてもよほど慎重に研究すべき問題であるかと存じております。何か道路運送審議会その他の意見でもお聞きになった機会には、ひとつ資料としてお知らせ願えれば、われ／＼自身も研究したいと思っております。

それから自動車騒音防止の問題、実は本日はこちら側の委員室を使っておりますが、反対側の部屋を委員会に使用し、審議ができないほどの自動車の騒音、国会においてすらそういう状態でありまして、まして市中にありま

す一般事務所等は、よほどこれによつて能率が低下しているのじやないかと想像されるのでありますが、これもなかなか解決困難な問題ではなからうかと思つておりますが、一般市民もこの問題には、相当真剣になつて来ております。何か研究されていることがありましたら、この機会にお聞きしておきたいと思つております。

○山口(憲)政府委員 お話がございましたように、最近いろいろ私も自身もそういう経験をいたしているのございしますが、騒音防止につきましては単に自動車の騒音だけでなしに、都市におけるいろいろの面からする問題があると思つております。ことに繁華な地方におけるいろいろの宣伝のためにする騒音、いろいろの問題がござい

上げるといふこと、具体的に申し

○佐藤(親)委員 取消しの点について山口さんにお伺いいたします。六百五件という取消しがあるわけですが、取消すようになった者の行政処分として、次の試験を受ける余裕をまだ与えてくれるわけだと思つていますが、さうな受験資格を与えることをして下さつておるかどうか、その点……

○山口(憲)政府委員 取消し処分がありましてから、あと一年間は試験を受けることができません。一年経過しますと、試験を受けることはできません。○佐藤(親)委員 一年という線を受けまして、そうして前のいわゆる前科があるというので、試験のときに幾らか手かげんをされて、こいつはこういう前科があるから許可しないというふうなことがあるか……

○山口(憲)政府委員 この取扱いは、たとえ法規の上であるとか、何か定めの上ではそういう差別はいたしておりませんが、実際の問題として、取消し処分を交通違反事故で受けるという場合、よほど大きな事故をやつた場合に限られております。従つてお

○山口(憲)政府委員 私の承知いたしております範囲ではございませぬ。○大石委員 それではですな、運転手の人があるわけなんです、精神的な面、そういう面を試験官が多少注意して見るといふことは、これは人情としてある、こういうように私どもは考えておりま

す。○佐藤(親)委員 それから停止の点であります。停止というのはお取扱いの関係でスピード違反というのをあげれば、たいがいひつかつかつてしまつてはないかというふうな気がするのがあるが、スピード違反くらいのものであるべく三十日未満でないような、次の欄に入つておるか、それとも三十日未満の処分の中に多く入るのか、そういう場合をひとつ御参考までにお知らせ願いたい。

○山口(憲)政府委員 ただ単にスピード違反で取締りを受けたという場合には、そういう停止処分まで至つておりません。何か事故を伴つた場合が、そういう停止処分になつておるのであります。

○大石委員 山口さんちよつとお尋ねしますがね、警察では報奨金を出して、一件ずつに何ばか報奨金が出るのですか。一件を檢舉したら幾ら、十件檢舉したら幾ら、そうすると結局どうぼうをつかまえるより一番たやすいの

は運転手です。運転手の営業免許証を取上げるとか、停止命令を出すとか、やはりそれ／＼一件々々報奨金が出るのやつたら、一番つかまえるやすい、一番弱い者いじめをするなら、運転手をつかまえるのが一番よろしい。そういうような規則があるのですか。

○山口(憲)政府委員 私承知いたしております範囲ではございませぬ。○大石委員 それではですな、運転手の人があるわけなんです、精神的な面、そういう面を試験官が多少注意して見るといふことは、これは人情としてある、生活に実に困つてしまつておる。警察

へちよつと来い、ちよつと来いと言われると、三時間も四時間も待たされることができぬ。実に困る。警察はあんかんと構えておるけれども、われ／＼は実際妻子養族を養うことができぬ。いつそ東京都の警視庁長をみなでなぐつて殺してやろうか、こういうふうな言つておるのです。それでどうですか、皆さん、きょう一鴻千里で通したらどうです。通してやつてくださいよ。弱い人のために……。自由党もどうじや。

○加藤(純)委員 本件改正法律案は、趣旨におきましてもわれ／＼賛成なんでございしますが、実施にあたりまして類似法律の古物営業法等を参照してみただけであります。運転手またその代理人が出頭しないような場合、私が見た範囲内では、出頭しない者に対して罰則もないようございしますが、それから出頭しない場合は聴聞会が開けないのだらうと思つておるが、そういうような関係で取扱ひに困ることがありやしないかと思つておる。これにつきまして、従来は警察犯処罰令なんか、出頭しないときの処置があつたように記憶しておつたのであります。軽犯罪法にはそういうものがないし、その他どうも見当らない。もしありますら、お知らせいただきたい。

それからも出頭しなかつた場合には、多数の聴聞会になりますと思つておる。場合によつては出頭しなかつた場合には、出頭しないまま聴聞会を開くこともあり得るので、法律の改正案を修正いたしますことにしたらどうかというのを提案者にお尋ねしたいと思つておる。

○門司委員 本人及び代理人が出頭しなかつた場合の処置であります。提案をいたしました者といつたしましては、大体このことはきわめて普通の質屋あるいはその他の業者と違ひまして、本人自身に最も関係のあることであると思つて、私どもの考え方からい

たしますならば、大体本人ないし代理人が出頭しないことはいやうに、実は考えておるのであります。しかし今お話のようなことは実は考えないわけにも参りませんので、もし法律の中に古物営業法等に書いてありますような本人不出頭の場合の処置等を考へることがいいという委員各位の御意見でございするならば、私どもの方ではこれを修正することにやぶさかではございませぬ。

さらに、施行期日の問題であります。こういう法案が出て参りますと、やはりできるだけ早い機会に実施する方が有意義だと考えて、九月一日なら大体一箇月くらいの余裕期間があるので、できればないか、こう考えて九月一日を書いたのであります。しか

による授權行為をたいなものでござい

ますが、公安委員会の方としても、十分研究しなければならぬと思つておる。施行期間の九月一日を若干延期されて、慎重に研究していただくことがいいのじやないか。三箇月くらいは研究して、そうして適正な取扱ひをなすべく十分研究する余裕を置いたらどうか。またこういう聴聞会等に関しまして予算を伴うのですから、予算措置等の期間も地方団体との関係でいんじやないかと思つておる。そういう点について提案者の御意見を伺いたいと思つておる。



されて参りますならば、私は交通事故というものは、大体その件数が減りますと同時に、無理なと申し上げます。そのような交通事故の発生を、未然に防ぐことができる大きな要因になりはしないかと考えておるのであります。今お尋ねがありましたように、法が寛大になれば、人間がそれになれて、かえって事故を頻発するのではないかと、という御心配は、私はもつともだとは思いますが、しかしそれだからといって、私どもは今日の現状をそのまま放任しておくということもいかかかと存じますので、かくのごとき法案を出したのであります。さようひとつ御了承をお願いしたいと思います。

○大石委員 とにかくこれはどんなことがあつても、ぜひ通してもらわなければならぬ。

それから東京駅へ行きますと、左側通行をやつておる。外へ出ると右側通行でしよう。京都の駅も、やはり市街と反対です。これは曖昧模糊です。それで私はあなたに重ねてお願いいたします。道路交通取締法をもつと完備する必要がありますから、その案をあなたの方も練つて下さい。われ／＼も練りますから……。それでまず第一に、それはあなたは商売だし、それで月給をもらつておるのだから、それを詳細に書いた資料を提出してちょうだい。なぜ駅の方を市街と左右別にしてゐるのか。そうするとあの中に入つた人はあからぬじやないですか。ああいうことすべてを統一する必要があると思ひますが、あなたはどのようなふうにお考えですか。

○山口(喜)政府委員 駅の例をお取上

げになりましてお話がございましたが、ごもつともだと思ひます。ただ駅の構内につきましては、やはりいろいろの施設の関係上、どうしてもそうならざるを得ない場合がある、これはひとつ御了承願ひたいと思ひます。そういう関係で、特別の例外といたしまして、駅によりましては駅構内で、そういうやり方をやつておるところもありません。

○山本(友)委員 山口さんに御答弁を願ひたいわけですが、この取締法の一部改正について、あなたの方はどういふ御見解を持つておられるかをお聞きしたい。

○山口(喜)政府委員 先ほど申し上げましたが、もちろん運転手の人権を擁護する、処分にあつては広く意見を聞きまして、慎重な処分をするということ、当然に考えなければならぬ。これは、ただ実際問題といたしまして、お話のように交通事故に伴ういろいろな処分が遅れるというふうなことになるので、運転手の人には何か気持の上でゆるみを与えるというふうなことがありましたらば、これは社会一般の交通事故をできるだけ少くするといふ一番大事な観点から考えまして、相当問題があるうちは存じておきます。従いましてそういう点につきまして、この委員会におきましても慎重に御審議をくださいますように、私からもお願いをいたしたい、かように考えます。

○山本(友)委員 今の山口さんの答弁はまことに抽象的です。抽象的ならざるを得ぬと私は思ひますが、私はあなたの方のような担当官の人は体験があられるわけでございますから、同じ

事故のうちでも、他動的に起つた事故もあれば、運転手その他の直接的衝に当る人の心のゆるみから起つた事故もある。極端に言ひますれば、酒を飲んで自己を失つて変な事故をやつたというふうなことも、故拳にいとまなほどあるわけですが。こういうときに、一方的に運転手に寛大な合理化主義のごとき今日の法案がもし通過したとすれば、精神的にまず／＼心のゆるみを生じて来る公算が私は非常に多いと思ふ。通念的に運転手の取締りを厳重にせよといふことは、苛酷を意味するのではないのですが、こういう事故の、精神に基くものが大体どれだけの率を占めているか。自分の車がぶつかつたが、それは人の作用によつて他動的にぶつかつたのだというふうなこともたくさんある。こういうふうなことにいつて多少承つてみたいと思ふ。

○山口(喜)政府委員 ただいま御質問のそういう事故に関する統計上の資料を持ち合せておりませんが、ただ一般の営業用の車を運転しておられます者の事故の場合においては、第三者の過失というものよりも、むしろ本人自体に属するべき過失、あるいは気持のゆるみという事故が多いといふことは言えると思ひます。純粋に本人の過失あるいは他人の過失が重なつた場合、あるいは不可抗力の場合の統計上の資料は持ち合せておりません。

○山本(友)委員 そういうような資料があるものですか。あるいは自己の責任によつて起つた、あるいは技術その他のおおかりですか。そのパーセンテージが何か出ておりますか。

○山口(喜)政府委員 よく調べまして、できますならば御期待に沿うような資料を求めたいと思ひます。ただいまここでございまして、ちよつと確実に申し上げかねますが、できるだけ御期待に沿いますように努力して作成して行きたいと思ひます。

○大矢委員 一体これはいつからいつまでですか。

いま一つは、先ほど藤田君からちよつとお尋ねがありました、自動車は道路その他の関係で、飽和点に達しておるといふことでありますが、道路運送審議会に対して参事人なりその他意見を求められたことがあるかどうか、あるいは運輸省に対して意見を求められたかどうか、これを伺ひたい。

それからこの法案が通過いたしましたも、気がゆるむとかいふようなことよりも、もつとおそれることは、こういう聴聞会を開くといふような煩瑣な手続を避けて、できるだけ問題のすぐ解決がつくような、いわゆる過料に重点を置いてこれを厳重にやられますと、かえつてこれよりもつと苦しい結果になりはせぬか。スピード違反といふのはなか／＼むずかしいのであつて、一方は違反であるといふ、一方はそうじやないといふ、その明らかでないスピード違反が三万円、これが二回、三回と重なつて来たとなつたものではない。これが通るとなつてもそういう非常に過酷な料をとられるのではないかと心配されるのであります。そこでこれは地方々々で事情が違ふと思ひますが、私が言わんとすることは、もしこれが通過した後において、かつてにきめられて、料金をどん／＼上げられたのでは、かえつて酷になつてし

まうから、公安条例が内規で最高をきめておるものがあるか、これがためにより上げるような心配がないかどうか、この三点を伺ひたいのであります。

○門司委員 統計は大體二十七年の一月から十二月までの統計であります。それから今御心配の点であります。提案者としては、こういう法律ができたからといつて、取締り件数がふえるとは考えていないのであります。大阪は常に交通量が多くて少し過酷だと考えておりますが、統計に現われてきたから、それより以上に増すということになると、一つの問題を起すと思ひますが、今のお尋ねのように、あるいは料金の他がふえるのではないかと、私どもは取締りの公平が期せられることを、実は念願しておるのであります。この法が出たからといつて、特にスピード違反がふえて、過酷な取締りをするといふことは、大體ないのじやないかと考えております。

○山口(喜)政府委員 運輸省その他の方面にはまだ連絡いたしておりませんが、それは御質問の料金の点であります。実は料金は裁判所の方の問題でありまして、私の方は運転免許の取消し、または停止の行政処分の方だけ関係しておるのであります。

○中井委員 加藤精三君。

○加藤精三委員 質疑の通告を取消します。

○中井委員 加藤精三君。

○中井委員 それでは本案については質疑は終了いたしましたと認めて御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中井委員長 御異議なしと認めます。よつて本案については質疑は終了をいたしました。

○中井委員長 次に刑事訴訟法の改正案に關しまして、当委員会としては何らかの決定をして、これを法務委員会に申し出るというお話しがございまして、ここに藤田委員から決議案が提出されておりますから、これを朗読いたします。

決議案

今国会に政府から提出されている刑事訴訟法の一部を改正する法律案中、第九十三条及び第九十九条に關する部分は、新警察制度実施以來五年間に、民主的に育成され来た警察を檢察官の隷屬下に置き、刑事訴訟法中僅々数条を改めることによつて警察制度そのものをあげて強大なる権力組織に奉仕せしめるに至る危険を孕むものといふべきである。

捜査の適正化、人權の尊重、いづれもきわめて重要な事項ではあるが、そのための方法としては、警察自体に自発的自律的肅正の実をあげさせることが有効適切であり、それによつて警察、檢察の相互独立、相互抑制の建前を堅持して、権力の過度の集中を防ぐことこそ民主政治の要諦とすべきである。

地方行政委員会は、以上の見地から右の改正案に対しては、反対の意思を明らかにするとともに檢察、警察が相互にその立場を尊重しつつ警察緊密に協力し、人權の保障と治安の維持に万全を尽すことを期待する。

右決議する。

こういふ案であります。この案を本委員会の決議とするに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認めます。よつて本決議案は原案通り確定をいたしました。

なおこの決議案の取扱いにつきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認めます。よつてさういふ決定をいたしました。

○中井委員長 次に地方税法の改正案につき審議を進めます。御質疑はございませぬか。

○滝井委員 ちよつとお尋ねいたします。固定資産税の中の償却資産に關する問題で、特に炭鉱における坑道の問題でございまして、現在固定資産などの償却資産のこの坑道の問題の決定は非常にむずかしいので、小さな市町村においてはその評価その他において、非常に困難を來してゐるのが現状であります。実情は大体どういふうか、いふことになっておるのか、ちよつと御説明をお願いいたします。

○後藤政府委員 坑道の償却資産の評価のお尋ねであります。実はこれは非常にむずかしい問題でありまして、私も基本的にはかように考えております。大体主要坑道の評価をして、その分を課税の対象にする、通風口とか切羽とかいふ／＼ございまして、そういうものは大体はずして、主要運搬坑道を評価の対象にする。その主要運

搬坑道の着炭点をどこまでにするかという問題があるのでございまして、大抵最初の着炭点までを主要坑道の評価の対象としてもらいたい、これが通産当局及び業界、市町村それ／＼の意見を調整いたしまして、私どものきめた評価の基準でありまして、そこで、最初の着炭点までの主要運搬坑道の評価にとどめておりますが、この最初の着炭点というところに問題があるのであります。その点で、九州におきましては、市町村とわれ／＼と業界とそれぞれ意見が多少異なつております。その点をも少し調整いたしたいというので現在研究を進めておるわけであり

○滝井委員 主要運搬坑道の最初の着炭点と申しますけれども、もちろん大手筋のようにボーリングも十分やつて、科学的な調査に基いたところは、これはもうどういふ点が非常にとりまて、行かぬところ、ところが現実に鉱産税あるいは固定資産税の対象になつて、中小の市町村の財政を潤しておるのは、中小炭山が多いわけなのであります。中、小炭山が、科学的なボーリングを、その他をやつて主要坑道をやるのではなく、一応目見当をもつて掘つて行つて着炭いたします。ところが、そこま

で償却資産の評価の対象としておると、今度は今まで通風口であつたようなものが、だん／＼いつの間にか主要坑道になつてしまつて、そういう方向に非常な大きな金をかけておるといふ現実が出て來ておつて、元の着炭点といふものが、いつの間にか主要坑道になつておる、こういうことがありますので、実にこれは技術的に非常にむずかしい点をはらんでおつて、現在財政力

の豊かでない小さな町や村が、この税金をかけるのに非常な難点が現実に出ておると私は思うのです。従つて、そういうものがいつの間にか政治的に解決をせられて、正当なところの課税が行われぬおそれがあると疑われる節もあるのではないかと考へます。従つてそういう点については現在い／＼な問題が自治庁の方に来ておると思つてございまして、そういう点は大体どうやつておるのですか。

○後藤政府委員 おつしやいますように、主要坑道の認定の問題につきましては、い／＼個々の具体的な問題がございまして、非常に認定が困難であります。しかし、炭鉱所在の市町村といふものは、非常に結束をしておる団体もございまして、そこをそれ／＼炭業者との間の折衝もいたしておりまゝるので、多少政治的に解決する向きもあるかと思つておられる、割合強く當つておるのではないかと、いふうに思つておるのではないかと、こ

ういふふうに見ておられます。個々のケースにつきまして私どもは一々評価の指導をいたすことができませんので、大まかな基準をいたしておるわけでありまして、その大まかな基準が個々のケースにあつてはやはり問題をかもし

ておると思つて、もつとこまかくいたしたいと思つて、現在検討をいたしておるわけでありまして、

○滝井委員 政治的な折衝においては炭田の状態は御承知だと思つて、炭田業者の勢力といふものは、すでに吉田内閣は石炭内閣と言われてい

るくらいに、戦後における日本の政治資金といふものは、土建と石炭のところから出ていふと言われており、それくらい強力な業者を背景にしているわけでありまして、そういう政治的に強いものを相手にして、小さな政治力の弱い市町村は、とても太刀打ちできないといふのが現状ではないかと考へます。従つて、主要坑道の決定にして、市町村が、こいつは莫大な金をかけておる、むしろここからとるべきだと言つても、現在のように自治庁自身におけるところの意見も明白でないと、いふことになれば、これは必然的に政治力の強い方の意見が勝ちを制して、せつ／＼市町村の財政を潤すために、くつ／＼と主要坑道という重要な財源が、重要な財源でなくなつてしま

うおそれが出て、さうして炭鉱所在地におけるところの固定資産税の比重といふものが、非常に軽くなる可能性も出て來るわけでございます。従つて私は、そういう固定資産税、特に炭鉱に關する償却資産である主要坑道であるはその他の設備資金からとるために、現在の市町村の課税能力、あるいは人的な能力では無理ではないかと思

う。むしろこれは特にさういふ償却資産に限ると、固定資産の中の家屋とか土地といふようなものは、割合評価がしやすいのでございまして、そこで、大きなセメントの設備とか発電所の設備といふような、非常に償却資産的な要素の多いものについては、むしろこれは

異議に持つて行つて、もつと政治力のあるところの方が、もつと妥当な公正な課税ができるのではないかと、いふ感じもするのですが、自治庁の考へは、さういふ点どういふ考へを持つておられますか。

○後藤政府委員 償却資産につきまして、県税にしてはどうかという御意見は、これはいろいろの方からございませぬ。私ども検討をいたしておりますが、ただ鉱山の場合もそうであります。市町村の公共団体と非常に関係のあるところの償却資産もあるわけでありませぬ。市町村から移してしまつてよいかどうか、両方でその税源の配分をする必要がありはしないか、そういう点で問題があるのであります。それから固定資産税の中から、その償却資産だけ特別に引抜いて、単独の税をつくつてよいか悪いかという問題もございませぬ。あれこれ考えまして、現在は検討しておるものであります。特に炭鉱地帯におきましては、償却資産の課税と法人税制と鉱産税とが、それ／＼県から市町村に移つております。従つて県から見ますと、鉱山関係の税は何も入つて来ないわけでありませぬ。従つて非常に鉱山関係の税が偏在をしておる。従つて何らかの形においてとるとは言われないが、財源としてよこしてもいいという要求もあるわけございませぬ。もつともな要求であると私も思つておりますが、従つてその間の調整をどうするかという問題は、これは地方団体全体の非常に大きな問題でありますので、地方制度調査会あたりでも検討していただいておりますのであります。私も現在検討をしております。またどういふふうにするかということも決定しておらぬ次第であります。

○酒井委員 私が指摘したいと思つておつた点を部長が今指摘されましたが、実はただいま福岡県などは、非常に大きな鉄鋼産業である八幡の製鉄所がある。それから大小無数の炭鉱がある。従つて福岡県の財政力は非常にゆたかである、こういう評価を受けやすいのであります。ところが中味を抜いてみると、今言われたように炭鉱といふものは税金を市町村に納めておつて、ほとんど本社は東京にあるといふので、福岡県自体の県税にはちつとも貢献をしていない、といつては語弊があるが、いわゆる税の面においてはしてはいい。ところが県から今度のこの償却資産の増徴は、炭鉱の補助金その他を当然出さなければならぬという事態が起つて来ておるわけだ。そうすると、平衡交付金その他の場合において、そういうものが十分考慮されておるかどうかという、そうではないから、これは炭鉱もあり、製鉄所もあるから富裕県だ、こういうような外形的な形によつて、非常に損をしておるのが実情なんです。従つて今言つたような非常に小さな町や村においては手に負えないという事態が、現在の坑道の問題などで起つておるわけだ。たとえば市はある程度税務機構も整い、人的な要素も整つておるのである。ところが村になりますと、一つの大きな炭鉱がそこにできておられますれば、当然これは主要坑道その他の評価をするには、専門的な技術員を必要とするのでございませぬ。現在の固定資産の評価員だけでは、とてもやり切れないといふような実情だと思つてございませぬ。これ以上問題は追究しませんが、とにかく自治庁の税務部においても、もつともこの問題は検討して、そして適正な徴税機構をつくる。多くつても気の毒なんですから、機構をつくつて

いたたくということ、この地方税法の審議が終るまでくらくらに、ひとつ自治庁の公式見解を結論づけていただきたい、こゝ一応要望して質問を打切つておきます。

○門司委員 私どもこの機会にお聞きをしておきたいと思つて、いろいろ地方の財政のことについては見られると思つておるが、地方財政にからんでこゝに地方税法の改正も出ておる。住民税の法人割の率を上げられる御意思はございませぬか。一般住民だけよけいとられるような改正をしないで、このくらくらの財源ならば法人税の税率を一般住民並に上げれば、大体私はカバーできるのではないかと感じがいませぬか。

○後藤政府委員 所得割をオプショナル・ワンからオプショナル・ツーに移す場合は、大体法人税割の方の一二・五%というものを引上げておる例が多いのです。ただそれを引上げても、法人が所在してないところでは問題にならぬのであります。そういう問題もありませんので、法人税割を引上げておる。その財源の補填はできない場合が相当多いのではないかと。特に大都市におきましては、大体オプショナル・ワンをとつておられます。それは工場がたくさんありますところ、大体オプショナル・ワンをとつておられますので、オプショナル・ツーをとつておるところは、大体工場があまり所在しないところが多いのであります。従つて多くの場合は、法人税割の税率も標準税率も上げておるようでありませぬが、それでもつて財源をカバーするということは、

不可能ではないかと私は思つております。

○門司委員 私の質問の仕方が悪かつたのかもしれないが、とにかく法人に対する課税率と個人の課税率が違つておることは御承知の通りであります。これを私は両方同じようにすればいいんじゃないかと思つておるが、その点はどうなんですか。

○後藤政府委員 お答えいたします。法人税割をおそらく一八%という標準税率まで上げたかどうかというお話しやないかと思つておるが、私は一八%まで上げなければならぬという理由はない、別になんか思つておる。もちろん法人税割をもつと上げたいとは思つておるが、これは非常に偏在する税でございますので、法人税割を上げますということでは、かえつて偏在度を増すのではないかと、従つて現在程度がいいんじゃないか、かように考えておる。

○門司委員 自治庁の考え方がどうだとすれば、非常にこれは誤りだと思つておる。地方財政全体の確保ができません。私も個々の部分でどの村がどうだという議論をしておるわけではございませぬ。平衡交付金の制度もございませぬ。従つて当局の考え方は一体どういふ考え方なんですか。上げられないというが、昭和二十五年の税制改革のときは、法人割はなかつたはずであります。それがその次の税制改革をするときに、個人とあまり均衡がとれないといふことで、若干の法人割をかけたが、そのときにもわれ／＼は個人に百分の十八をかけるならば、法人にもかけたかどうかという意見を出したのであります。それは法人の資本の蓄

積の意味も多分に政治的にからんでおつたし、それからもう一つは法人税の方でとるからということ、これが均一化されておらない。従つてわれ／＼は今日の段階になつて、地方財政が非常に苦しんでおるときに、一体何を好んで、さつきのような法人割を上げなければならぬといふことはないといふことが言えるのか。大体二十四年までのこゝろは地方住民税当時の法人割といふものは、かなり大きな役割を演じたことは御承知の通りである。そのときは総額の三十七、八パーセントを占めておつた。それが二十五年度の税制改革のときに一つもかけないといふのが、地方の住民に税金のかかつた一番の原因であることは、御承知の通りであると思つておる。だから私は何と今日の段階になつて、法人といふことも相当な利潤を上げておるときに、法人の資本の蓄積に汲々であることのために、地方住民の負担を大きくして、そうして応益税である住民税に不均衡を来すことは、私は避けたいと思つておる。工場があるとかいふ／＼のことを言われておるが、工場があればあるほど地方の公共団体にそれだけ迷惑をかけておるので、従つて応益税の建前から言ひならば、私は当然法人にかけるべきだと思つておる。住民がふえてもあつては住宅がふえて参りまして、住宅がふえたら多少固定資産税がふえるかもしれないが、しかし住民がふえてくれればそこには学校の施設もなされなければならぬ、そういうことを考えて参りますと、道路の改修その他の施設に費用を要することは当然である。従つて私の今申し上げておることは、これをやはり個人並に百分の十八なら百

分の十八に引上げてしまふ。あるいはオプシヨン・ツーをとつておるところはオプシヨン・ツーでいいじやないか。それで法人と個人との差別をなくすることによつて、私は地方財政の確保がある程度ではないかと思ひますが、地方財源がない、ないと言ひながら法人だけに特別の処置をとつておる段階ではないと思ひますが、一体どういふふうに考へておるのか。

○後藤政府委員 私の説明がまずかつたのでありますが、法人に対する負担も地方税の法人税割だけということではなく、やはり府県税の法人事業税、それから国税の法人税をあわせて考へなければならぬ。また個人の所得関係の税ともあわせて考へて行かなければならぬ。そういう現在の税負担の均衡の点から申しまして、これ以上引上げるといふことは無理ではないか。かように現在考へております。それからもう一つは、先ほど申しましたように、偏在を助長するということが私も心配して居る点であります。国税との関係において常に法人税が一番偏在しているのではないかと。これは私も一番痛いところでありまして、その点をちよつと申し上げたわけでありまして。

○門司委員 私は、税法の中で税金をかけることによつてそれが偏在するからけしからぬという税金のかけ方は、實際どうかと思ふ。税金はやはり公平にかけるべきものであつて、偏在するからできるだけ法人に税金をかけないといふことではなく、そこに住んでおる地方住民の税率を下げればいいのです。それは何もむずかしい相談ではないと私は思ふ。特定の法人だけに税金を軽くするという理由は、今の自治庁

の答弁ではわからぬのであります。それからもう一つは、法人税が高いからというりくつもあるかも知れませんが、しかし法人も法人ですが、個人にもやはり所得税がかかつて居るのであります。これも私も大した理由にはならぬと思ふ。また同時に、シャウプのもの考へ方は、法人といへども、その利潤は大体個人に返るのであるから、法人にはあまりかけないで、個人にかけるのが正しいといふのであります。これは一体正しいかどうか。その議論は避けませんが、現実の問題としては、そういうことが如実に行われておるのです。これは少し言い過ぎかも知れませんが、国内の会社や工場などの社長あるいは重役の諸君の使つておる車は、實際は自家用にひとしい車であるが、会社その他の名義になつていて、やはり個人にそれだけの収入を得させれば、それだけ負担がよいかかるというので、会社の負担で行われておる。一方においてのがれる道があるから、そこにだん／＼し寄せされて来るのであつて、当局が考へておられるように、必ずしもこれは正しい行き方をしておるものではないと思ふのです。こういう現実の姿を見ますと、やはり負担の公平を期するために、特に市町村民税であります。これらの税金の負担割といふものを公平にすることが正しいと私は考へる。そのことによつて財源の確保もされることは、地方財政としてはかなり大きな問題だと思ふ。今の百分の十五を百分の十八まで引上げることによつてかなり大きな財源になる。これが、さつきのお話のように偏在するから、危険だといふことでオミットされることになる

と、これは自治庁の頭が少しどうかしておると思ふ。幾ら偏在したつて、それはかまわないうじやないですか。あとにまだ平衡交付金があつて、これを十分平均化することができる制度がちゃんと設けてある。その点をもう一応はつきりしておいてもらいたいと思ふのです。

○後藤政府委員 地方税全体につきましては、現在地方制度調査会においても検討されておりますので、いづれ結論を得ることと思ひます。法人税が偏在すると申しますのは、実は、税率を相当上げて参りますと、現在平衡交付金の行かない団体に非常に、税がかさんで参るといふ危険があるのであります。従つて平衡交付金の調整作用がきかないことになり、しかし地方財源全体としてはふえたといふ、妻なかつたうになる危険があるのであります。従つて地方自治体、特に市町村の税として、偏在度の少い税の方がよいかは、このうにふいに私も考へております。従つて偏在度の多い税はできるだけ避けて行きたいというのが、私どもの心持であります。その点を申し上げたのであります。偏在度が高いから、その団体に於いて他の税を下げた方がいいかというお話であります。これは私もつともな話だと思ひます。しかし財政計画全体として見ますと、超過財源が出た団体を調整するところの方法はないのであります。国税と違つて、そういう地方税には偏在度の少いものを選ばなければならぬといふところに苦勞があるのであります。その一端をちよつと申し上げたのであります。

○門司委員 私はそういう議論が出て

来ると、だん／＼議論をしたくなるのであります。もし自治庁でそういうお考へであるとすれば、もう少し地方の自治体の実体といふものを知つてもらいたい。それはたとえば、富裕県であると言われたいです。東京都、それから神奈川県であります。今教育費のことが問題になつておられますけれども、あの教育費自体を考へてみましても、全国で一番よければ二部教授をや、ばる校舎を持つて居るのは東京でしょう。その次に富山県、富山県を、外側から見ると富山県のように見えるが、事業の実体を一つずつかんて行けば、全国で東京ほど悪いところはな

いと思ふ。戦災学校はいまだに復興いたしてありませんし、老朽校舎を相当持つておられます。二部教授は一番よ

いやつておる。その次に二部教授が多いのは神奈川県です。しかしこれを外から見れば富裕県と見なされておる。自治庁は資金が偏在すると言われますが、自治体おの／＼の実体といふものは、必ずしも外から見ただけのものではないのです。自治行政の最も大事なところはそこにあるのであつて、外から見ただけのもの考へ方とちよつただけで、割り切るといふことではなく、やはり地方の自主性といふものは、十分それらを勘案されて、そして地方の自治体のすべての事業が平衡化するようになつて、財政的な物事を運んで行つてもらいたいと思ふ。東京都や神奈川県のようなところは、先ほど来申し上げておられますように、なるほど一定の基準というものから考へてみますならば、そういうことは考へられる。しかしその基準の中には、戦災学校に対する基準は見えておられません。老朽校舎

に関する基準も見えておられません。別な角度からこれを見て来ておる。従つて今自治庁の考へておる地方財政のわくの中には入つていませんが、自治体個々に当りますならば、これは当然財源措置を必要とするのであります。こういうことも自治庁としては、十分お考へになる方がよいと思ふ。そういうお考へにならないと、今のような答弁が出て来て、そして偏在するものはなるべくとらぬことにする。偏在をするよ

うな財源を持つておるところは一体どうなるかといふのです。先ほど申しましたように、住民がふえて来れば、学校を建てなければならぬことはわかりきつて居るのである。だから私は、自治庁の今の見方については賛成しがた

いのであります。私どももいたしましては、税の公平を期することのために、公益税の性格の強い市町村民税のことときは、ぜひそういうことにおいて財源の確保をしたいと思ひますが、この機会に私は、もし現行の制度で法人税割を、たとえば百分の十八まで引上げたとしたら、一体どれだけの税が増取になるか、その額をひとつ調査しておいてもらいたいと思ひます。

○加藤(補)委員 ただいまの門司委員からの御質問に対する税務部長の御回答は、どうも私も、市町村の実体から見まして、ことに住民税のオプシヨン・ツーを採用しなければならぬといふ、非常な苦痛を感じて居る市町村当局としては、ああいう考へ方ではたいへん困るのであります。法人税割を上げない理由は他にいろいろあると思ひますので、この次の地方行政委員会のときまでに十分お考へになつて、御

回答いただくようにされたいかがか

に

ということを、税務部長さんにお尋ねいたします。

○後藤政府委員 お答えいたします。私ども現在地方制度調査会において、地方税に関する問題点の説明をいろいろいたしておるのでありますが、現在の地方税についての負担関係を法人と個人とにわけて見ますと、全体としてはいいのではないかと、こういう観点に立つておるのであります。ただその間の財源の偏在といえますか配分といえますか、そういうものをもつと公正にすれば、超過団体等の問題も起らなくなつて参るのであります。ただ現在の平衡交付金の基礎になつております財政平衡化の方式、それ自体に關係する問題でありますので、その方式がかわつて参りますれば、税に対する考え方も、もちろんかわつて参らなければならぬ。門司さんのおつしやいましたような問題も、この平衡化の問題と関連して、考えるべき問題であろうと思つておるのであります。

それから法人税制に関する問題につきましてはおつしやる通り研究して、また別の機会に御答弁申し上げます。

○加藤(精)委員 これは水かけ論になりますから申し上げませんけれども、門司さんの御質問は、現在の地方税法の運用としての問題を論じておられるので、この運用上さしあたり不合理だと思われるところを、その範囲で直して行こうということに立脚して論じておられる。税務部長さんのは、地方税制全体を、国税との関連において、地方制度調査会で根本的に直す場合の議論に一つの論点をとつておられるので、どうも私は質問と回答とに根本的

に食い違いがあると思つております。實際深刻な財政難に悩んでおつて、オブション・ツリーをとらなければならぬところ、しかも法律のストライドも少ししかできない、オブション・ツリーのストライドも少ししかできないというふうなところにおいて、現在の法人税制と住民税制とが均衡を失すということについての現実を、税務部長がおわかりにならぬわけはないと思つておられます。その点を論じておられるのに対して、どうも税源の所在を均衡にするという、これはまったく生産力が違い、地方の国民所得がみな違うわけですから、その問題は、その限りの段階の議論としては何ともしようがないはずで、そういう場合には個人所得も上げるが、場合によつては法人所得も上げる。あるいは全国的に法人所得を上げる余地のあるものなら率を上げるといふことは、考えることは考えられると思つておられます。この問題は見解の相違になりますので、これで打ち切ります。

○中井委員長 それでは本案に関する質疑は、本日はこの程度で終了します。次会の開会は公報をもつて申し上げます。

なお、政府におかれてはどうぞ御出席の時間を、何とか御勉強いただきたくと思つておられます。

午後一時二十三分散会

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局